

土木工事施工管理基準の運用方針

I 適用除外

- (1) 土木工事施工管理基準によりがたい、特に軽微な工事、特殊な工事の出来形管理、品質管理については、管理項目の変更等を特記仕様書に明示するものとする。
- (2) 軟弱地盤上で出来形の管理基準（規格値、施工管理基準、管理方法）の適用除外又は変更は特記仕様書で指定するものとする。
- (3) 基準高については、設計図書に明示されているもの、路側構造物及び監督職員の明示するものの外は適用除外とする。
- (4) コンクリート工については、1 工事のコンクリート打設量が、50 m³以下の簡易構造物（側溝、暗渠、基礎、1m未満の擁壁工等）は原則として適用除外とする。ただし、特に必要と認めるものについてはその規模に応じた試験基準により実施するものとする。
- (5) 鋼材については構造計算上重要でないものは適用除外とする。
- (6) 請負額 500 万円未満の工事は、管理図表の作成は省略することができる。

II 試験

- (1) 品質管理の試験及び工事材料等の試験は、公的試験機関、民間の試験施設又は製造者等の試験施設で実施するものとする。
なお、試験施設は、J I S A 5001（道路用砕石）、J I S A 5005 コンクリート用砕石及び砕砂）及び J I S A 5308（レディーミクストコンクリート）に定める試験方法で行うことができる公的又は民間の試験施設とする。

【試験機関の例】

- ① 公的な試験機関及び試験研究室
- ② J I S 規格表示許可工場の試験施設
- ③ 民間団体の試験施設
- ④ アスファルト合材製造工場の試験施設
- ⑤ 土木関係建設コンサルタント等の試験施設

III 管理の留意事項

- (1) 個々の測定値は、上下限規格値内で管理をしなければならない。